

# 一 緒 懸 命



本会議にて与党代表質問

## —第 189 回通常国会閉会—

9月27日、戦後、最長となる245日間（延長95日間）の通常国会が閉会しました。従来の環境委員会理事、政府開発援助（ODA）等特別委員会理事、予算委員会委員、国の統治機構に関する調査委員会委員に加え、平和安全法制に関する特別委員会委員として、国会で論戦を行って参りました。

これから、年末に向け、議論が本格化する来年度予算編成、税制改正に関しては、国民の皆様が何を期待しているのか、しっかりと把握、議論し、具体化させていく必要があると思います。私も、政府を支える与党の一員として、これからも全力で汗をかいてまいります。

**参議院議員 高橋 克法**

## ～平和安全法制成立を受けて～ 戦後70年の我が国の歩みを支えてきた先人の努力

一見すると、自衛権の行使を含むあらゆる武力行使を禁じているとも読める日本国憲法9条の下、先人たちは、国民の平和と安全な暮らしを守るために、憲法の範囲内で許される自衛権の範囲について真剣に考えると同時に、その自衛権を発動させないための「抑止力」を高める努力を戦後70年間、真剣に続けてきました。

その努力の根底には、憲法の理念を守りきるため、たとえ自衛権であったとしても、その権利を使用しない環境をあらゆる手段を使って築き上げなければならないという強い信念が流れていたと思います。なぜなら、たとえ自衛権の行使であっても外形的には戦争であり、命が失われるからです。

例えば、民主党政権時の平成22年3月17日、衆議院外務委員会において、当時の岡田克也外務大臣（現在、民主党代表の岡田克也氏）は「非核三原則を見直さない」ことを前提とした上で、「核搭載米艦船の一時寄港を認めないと日本の安全が守れないならば、その時の政権が命運をかけてギリギリの決断をし、国民に説明すべきだ」と答弁しています。このとき、私はまだ、高根沢町の町長でありましたが、岡田外務大臣の発言に心から賛同したことを覚えています。まさに岡田外務大臣も、平和を守るための「抑止力」を高めるためにはどうすべきか、真剣に考えていた訳です。そのような先人の努力の結果が、戦後70年の日本の歩みがありました。

日本国憲法の前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。これに則り、第九条では「國の交戦権は、これを認めない」としました。

昭和21年、「自衛のための戦争まで放棄するのはおかしい」と当然の疑義を呈した共産党の野坂參三氏に対し、吉田首相は明確に自衛権を否定しました。

中学生の頃、私は、この憲法こそは苦い経験を生かした歴史的快挙だと思いました。なんと高邁で崇高な考え方だと誇りにも感じました。世界が日本の美しい覚悟に習えば、戦争をこの世からなくすという人類の悲願が達成されるとも考えました。

その時から長い年月が流れましたが、残念ながら世界のどの国も、交戦権まで否定するという日本の美しい覚悟に習うはありませんでした。それどころか、この間にわかったことは、私たちが信頼しようとした諸国民の行動規範は「公正と信義」ではなく、どの国も例外なく、「国益」を中心活動しているという事実でした。

私は、理想を追求することを決して否定しているわけではありません。理想を追い求める姿は確かに美しい。しかし、理想を追い求めるその姿を賞賛されるのは、学者や芸術家であって、政治はその理想を実現した時にはじめてその責任を果たしたことになります。現実の問題として目の前に、「公正と信義」を信頼できない国がある以上、安全保障政策上その国々に適切に対処しながら、その上で理想を追求することこそが、国民に対する私たちの責務であると思います。

## 第3号

高橋克法国政報告

たかはし克法  
後援会

自由民主党栃木県

参議院選挙区第二支部

栃木県塙谷郡高根沢町  
光陽台1-1-2  
TEL 028-675-6500  
FAX 028-675-4822



8/26（水）平和安全法制に関する特別委員会にて  
自民党を代表して質疑

1960年の安保闘争の際、日本の国論は二分し、10万人を超える安保反対の方々が国会を取り巻きました。「日米安保条約改定はアメリカの戦争に巻き込まれ、日本がアメリカの先兵として戦わなければならなくなる」というのが反対派の考え方でした。

結果はどうだったのか。60年安保改定から55年間、日本の平和は守られてきました。憲法で認められている自衛のための戦いさえもしない、「抑止力」の勝利であったと私は考えています。

だからこそ、国民の皆様が現在抱いている漠然とした不安、つまり、「米国の戦争に巻き込まれるのではないか」、または「憲法で許される自衛権の範囲が、なし崩し的に拡げられるのではないか」という思いに対して、しっかりとそのような不安や誤解を解消していかなくてはなりません。かつて日本は、軍部の暴走を止められず、戦争に突入していったという事実があるからこそ、その不安はもっともです。

「平和を守る」。最も重要なことです。私も地方自治体の長であったとき、何度も議会答弁で「平和こそ最大の福祉」と述べてきた記憶があります。しかし、残念なことに、平和の内容が十分に論じられてきたとは思えません。日本で語られている平和とは、はたしてどのような平和であるのか。

あえて誤解を恐れずにいえば、日本で語られている平和は、単に「戦争のない状態」ということだと思います。そうであれば、戦争さえなければ他国に支配された「奴隸の平和」でもよいのか？それは違うと私は思います。日本国憲法前文の主旨から言っても、「專制と隸従」、「圧迫と偏狭」が存在し、「恐怖と欠乏」に支配されている平和は、たとえ戦争の無い状態であっても、平和とはいえないと思います。

今から40年前、ベトナム戦争の時に、ベトナム共産党のホーチミン主席は「独立と自由より貴いものはない」という民族独立闘争の標語を掲げました。米国の歴代政権が国家安全保障の究極の目標として「自由を伴う平和」と条件をつけるのも同じ趣旨であると思います。同国のオバマ大統領もノーベル平和賞の受賞演説で「平和とは単に軍事衝突がない状態ではなく、個人の固有の権利と尊厳に基づかねばならない」と述べています。

日本は大東亜戦争終結後、戦後の一時期を除いて独立と自由を貫き、個人の固有の権利と尊厳に基づいた平和を実現してきました。この平和を実現できたのは、憲法の理念を守る信念と、それを実現するための手段としての「抑止力」強化の賜物であったと、私は確信しています。

憲法の理念を実現するべく、その実現手段としての「抑止力」を高めることによって戦争を起こさないための平和安全法制法案であるにもかかわらず、同法案に賛成する側は、あたかも平和自体に反対するかのような濡れ衣を着せられている気がしてなりません。ことは安全保障政策なのです。安全保障政策における党利党略だけの議論によって、本質的な議論がないがしろにされ、「抑止力」を含めて日本が不安定になることが、結果としてどの国を利することになるのか。安全保障政策に責任を持たなければならない私たちは、しっかりと考えていく必要があると思います。

## 高橋克法議員フル回転 所属委員会・本会議で連日質疑に立つ

### 国益確保へ貢献する新たな「開発協力大綱」～政府開発援助等に関する特別委員会～

4月6日（月）、政府開発援助（ODA）等に関する特別委員会において、11年ぶりに改定された「新ODA大綱」について、質問に立ちました。一定の所得に達したため援助国リストから外れるいわゆる「ODA卒業国」への環境・防災分野などへの支援については両国の関係強化に繋がることを強調したところ、外務省幹部より考え方を支持する答弁を頂きました。



### 環境大臣所信に対する質疑～環境委員会～

4月7日（火）、望月環境大臣の所信を受けて、2020年以降の我が国の温室効果ガス削減目標、二国間クレジット（いわゆるJCM）、水素社会実現に向けた取組み、セルロースナノファイバー、一般廃棄物処理施設の長寿命化へのシフトと民間施設の利活用、今後の浄化槽の在り方に関する懇談会の進捗状況、クールビズについて質問いたしました。



### 「人口減少社会における基礎自治体」について ～国の統治機構に関する調査会～

5月13日（水）、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、「国と地方の関係」に関して調査を行うに当たって、「人口減少社会における基礎自治体」について参考人から意見を聴取、質問いたしました。



## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び 災害対策基本法の一部を改正する法律案」～本会議～

6月12日（金）、参議院本会議にて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」に関し、与党を代表して質問いたしました。



2011年3月11日、東日本大震災時に高根沢町長だった私は、非常災害に備える具体的な法律がないことを知り、戸惑い驚きました。一例を挙げれば、二万トンを超える災害廃棄物の一時保管場所として町民広場駐車場に災害廃棄物を搬入しましたが、当時の法律では、廃棄物の一時保管場所については法的手続きをとる必要がありました。

復旧・復興を遂げるためには、先ず、廃棄物の処理を行わなければ何も始まりません。結局、私が全責任を取ることで手続きを経ずに災害廃棄物の搬入を始めましたが、被災したどの市町村の首長も同じ判断をされたと思います。

今回の法改正は、当時、私が全身で感じた法の不備や疑問を解決するためのもので、その意味で感無量のものがありました。

## 鳥獣保護法改正案～環境委員会～

6月16日（火）、環境委員会にて、主に県内で深刻化しているイノシシの食害について質問し、「那珂川町では、イノシシの頭数が増え過ぎて、直売所にはタケノコがほとんど並んでいない」と窮状を訴えました。また、「東京電力福島第一原発事故以前は、捕獲したイノシシ肉のブランド化に成功していたが、事故後、食品として出荷できる放射線量の基準値を超てしまい、需要が落ち込んでしまった。捕獲人のモチベーションも地に落ちた」と指摘、対策を求めました。



## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」～環境委員会～

7月7日（火）、環境委員会にて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」の参考人質疑がありました。



今回の法改正では、平時からの備えとして「地域ブロック協議会」を立ち上げ、万全の準備をしていくことを定めた訳ですが、これが実際にしっかりと実効性のあるものにしていくために、細部の詰めをしっかりと行っていく必要があることを指摘。町長時代、実際に災害が起きたときに現場で様々なことが機能不全に陥ったという経験を念頭に置き、参考人に対して質問いたしました。

## 50年に一度の大震災への迅速な対応

### 復旧・復興にむけた迅速な対応を！

台風18号の影響に伴う記録的な豪雨により、大雨特別警報が発表されたなかで、とくに栃木県、茨城県、宮城県は、住家の全壊・半壊、床上・床下浸水、道路や橋梁、水道などの生活インフラ、収穫直前の米や植え付けたばかりのイチゴ苗の流出など、甚大な被害が数多く発生し、その被害の全容が、日が経つにつれて明らかになってきました。

自民党政務調査会は、ただちに農林水産災害対策WT（ワーキングチーム）を立ち上げ、私もメンバーとして対応に奔走しています。

9/12（土）、安倍内閣総理大臣は被災状況を自らの目で確かめ、肌を感じるべく来県されました。そして、栃木県庁において福田県知事、栃木県選出国会議員、県議会議長より迅速・的確な対応を求める要請を行いました。帰り際の力強い安倍総理の握手の感触が今でも手に残っています。

災害を起こさないための備えは当然ですが、起きてしまったあとの支援を尽くすことは国の役割です。災害復旧事業、農作物被害支援、被災した中小企業等への支援、災害廃棄物処理など課題は山積みですが、責任ある与党の一員としてしっかりと前を向いて取り組んでまいります。



馬場副知事、西川代議士、上野参議院議員  
と共に山谷防災担当相へ申し入れ

# ～私にとって忘ることのできない世界史の人物～ スリランカ初代大統領ジャヤワルダナ氏

## ●ジャヤワルダナ大統領

ジュニウス・リチャード・ジャヤワルダナ氏は、1906年、セイロン（現スリランカ）に生まれ、1948年に英国の自治領とされて以降は、同領において要職を務めました。

1972年、同国が英国から独立した後、1977年には首相に、また翌1978年に、スリランカで大統領制が導入されると初代大統領に就任しました。その後、同国が社会主義経済政策から、自由主義経済・経済開放政策に舵をきる上で大きな役割を果たし、1988年まで大統領職を務めました。

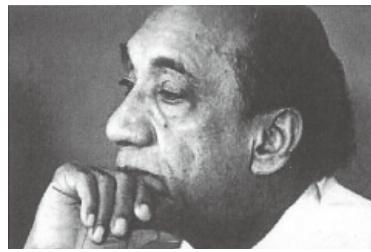
## ●サンフランシスコ講和会議における不朽の名演説

1951年のサンフランシスコ講和会議に英國自治領セイロンの財務大臣として出席したジャヤワルダナ氏は、「日本の掲げた理想に独立を望むアジアの人々が共感を覚えたことを忘れないで欲しい」と述べ、また、「憎悪は憎悪によって止むことなく、愛によって止む（hatred ceases not by hatred, but by love）」というブッダの言葉を引用して対日賠償請求権の放棄を宣言するとともに、日本を国際社会の一員として受け入れるよう訴える演説を行いました。会場は万雷の拍手に包まれ、各国の賛同を得て日本が国際社会に復帰できる道筋を作ったと言われています。首席全権の吉田茂首相は「日本人はこの大恩を後世まで忘れてはならない」と心から感謝し、また、敗戦に打ちひしがれた日本国民を大いに勇気づけた演説がありました。

## ●角膜の提供

親日家として知られる同氏は、1996年の死去に際して、両国を見守りたいという思いで、「右目の角膜をスリランカ人に、左目の角膜は日本人に送ってくれ」との遺言を残し、実際に同氏の角膜の一つが日本の患者に送されました。

2002年、日本・スリランカ国交50周年の祝賀式典が行なわれ、日本政府からスリランカ外相に小型テレビなどハイテク製品が贈られました。スリランカ政府からは50組の角膜が贈られ、日本の皆さんのお役に立ててほしいと言われたのです。ジャヤワルダナ氏の精神は、今日なお、両国の親密な関係に生き続けています。



## 参議院議員 高橋 克法（たかはし かつのり）プロフィール

### ～参議院における役職～

環境委員会（理事）／政府開発援助等に関する特別委員会（理事）／予算委員会委員／國の統治機構に関する調査会委員

### ～略歴～



- 昭和32年12月7日 栃木県塩谷郡高根沢町生まれ
- 栃木県立宇都宮東高等学校を経て、昭和56年3月 明治大学法学部法律学科卒業
- 昭和56年4月 元総務庁長官・参議院議員 故) 岩崎純三 秘書
- 平成8年12月 栃木県議会議員当選
- 平成10年8月 現職町長の急逝により高根沢町長選挙に出馬し当選。以降、平成25年3月まで連続4期15年間在職。
- 平成17年6月 栃木県町村会副会長、平成19年6月同会会长
- 平成25年7月 第23回参議院議員通常選挙栃木県選挙区にて初当選

## ★克友会 ご入会のお願い★

平素より参議院議員 高橋克法の政治活動に対しまして、深い理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。高橋克法の政治活動を支えるための組織「克友会（かつゆうかい）」へのご入会を募ったところ、多くの方々にご賛同頂きましたこと、心より御礼申し上げます。

尚一層、組織の拡充強化を図りたく、新規入会、更には入会者をご紹介頂ければ幸いです。より一層のお力添えを賜りますよう、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

克友会の年会費は 1口 10,000円からとなっております。ご入会にご賛同いただける方は、申込書をお届け致しますので、たかはし克法事務所までご連絡頂ければ幸いです。

お振込先	金融機関：足利銀行 宝積寺支店
	口座番号：普通 5018216
	口座名：自由民主党栃木県参議院選挙区第二支部 支部長 高橋克法

※尚、直接お振込頂いた方は、お手数お掛けしますが、たかはし克法事務所までご連絡下さい。

### 高根沢事務所

〒329-1232  
栃木県塩谷郡  
高根沢町光陽台1-1-2  
サンヒルシティ1階  
TEL 028-675-6500  
FAX 028-675-4822

### 国会事務所

〒100-8962  
東京都千代田区  
永田町2-1-1  
参議院議員会館324号室  
TEL 03-6550-0324  
FAX 03-6551-0324

### たかはし克法事務所



たかはし克法  
公式facebook ページ



ぜひともご覧ください！！